

令和5年4月開所に向けた民間保育所等の整備について（概要版）



🏠 受入枠確保に向けた取組

保育の受入枠確保にあたっては、地域や年齢ごとに異なる保育ニーズを踏まえ、既存の保育施設を最大限活用しつつ、必要な場所へ新規整備を進めています。そのうえで、特に不足する**1・2歳児の受け入れ枠拡大**を中心に各種事業を行っています。

🏠 整備事業 募集スケジュール ※過年度実績を踏まえた現時点（R3.10）見込み

<内装整備費補助事業・既存施設連携型 1,2歳児保育所整備費補助事業>

重点相談 令和3年10月18日（月）～ 11月30日（火）
第1次募集 令和4年1月下旬～2月中旬
第2次募集 4月中旬～5月中旬
第3次募集 6月下旬～7月上旬

<小規模保育事業>

第1次募集 令和4年4月上旬～4月下旬
第2次募集 7月上旬～7月下旬
第3次募集 9月中旬～10月上旬

🏠 既存施設連携型 1,2歳児保育所について

市内において、保育所等（認可保育所、認定こども園又は幼稚園）の運営事業者が、自らが運営する保育所等を3歳児以上の受入先として活用し、新たに1,2歳児の受け入れが可能な施設（1,2歳児保育所）を駅近くに整備する事業です。



🏠 新規整備にあたっての留意事項

- **定員**
 - ・認可保育所の場合、定員は原則60名以上としてください。
 - ・定員構成について、近年の保育ニーズを踏まえ、1歳児からの受け入れ枠が大きくなるよう（0歳児を設定しない等）設定をお願いします。
- **地域型保育事業との連携について**

周辺の地域型保育事業の連携施設となるよう、2歳児と3歳児の定員差についてもご配慮ください。
- **近隣対応について**

保育所の整備と運営を円滑に行うためには、周辺住民等の理解と協力が必要です。整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。近隣要望等については、法人の責任において、誠意を持って対応してください。
- **施設長予定者について**

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になるため、原則として認めません。また、開所後3年間についても、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則として認めません。

🏠 既存保育施設の活用について

● 定員構成の見直し及び定員外受入

0歳児の定員削減 <1歳児新規受入れ枠拡大促進事業助成金>、1・2歳児の定員増や小規模保育事業等の「卒園後の進級先」の確保としての3～5歳児の定員増<横浜市待機児童解消促進事業補助金（受入枠の増加）>など、保育ニーズに合わせた定員構成の見直しを推進しています。年齢ごとのニーズに合わせた、年齢別の定員変更や定員外受入の実施にご協力をお願いします。

● 定員拡大

要件を満たす場合、定員増等に伴う物品購入費や工事費等へ補助金を交付します。

<横浜市待機児童解消促進事業補助金（受入枠の増加）や内装整備費補助事業（認可保育所）>

● 年度限定保育事業

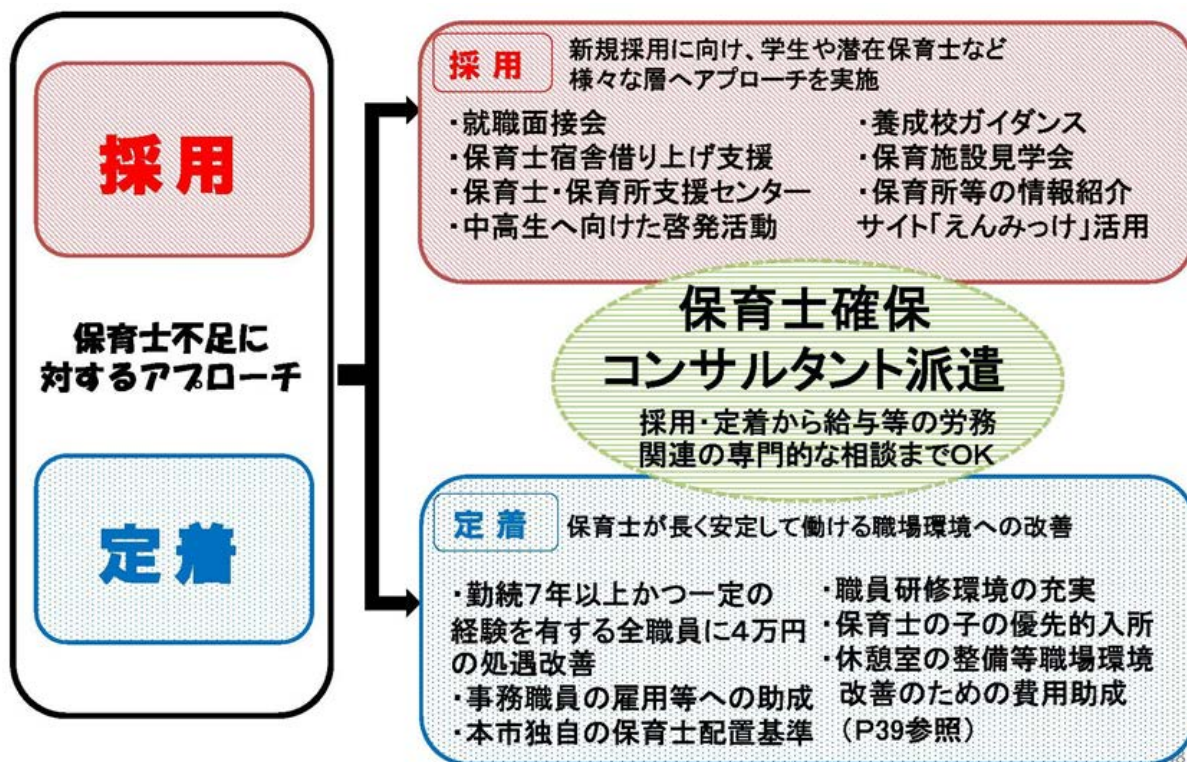
保育施設の空きスペース等を活用し、1，2歳児を1年度の期間限定で受け入れます。（令和3年度から、小規模保育事業も実施対象となりました。）

● 保育園バスの活用

認可保育所及び小規模保育所の利用促進を図ることを目的とした保育園バスの購入費用に対して、一部費用を補助します。 <保育園バス購入費等補助事業>

🏠 保育士確保・定着に向けた取組

保育士の確保や定着に向けた各種支援をおこなっています。



詳細について市HPに掲載しています。保育所の整備をご検討している場合は必ずご確認ください。

URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/r5_4hoikujoseibi.html

お問合せ先：横浜市こども青少年局 保育対策課 045-671-4469

こども施設整備課 045-671-4146

